

(注意書)

暴力団員等に該当しない旨の**陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票 (個人の場合)

資格証明書 (法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し(宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

◆ ◆ ◆ 陳述書を記載するにあたっての注意 ◆ ◆ ◆

※該当する□にチェックを入れてください。

他者から資金を渡されるなどして買受けの申出をする場合のみチェックが必要です。

※原則チェックは不要です。

陳述書 (買受申出人(個人)本人用)		
前橋地方裁判所 支部 執行官 殿		
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年()第 号	物件番号
陳述	<input type="checkbox"/> 私は、暴力団員等ではありません。	
	<input type="checkbox"/> 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受する者ではありません。	
	<input type="checkbox"/> 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりで(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	

※法人用、法定代理人用も同様です。

期 間 入 札 の 公 告

令和 6年 4月25日

前橋地方裁判所太田支部民事執行係
裁判所書記官 加部 祐太

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 6年 5月22日から 令和 6年 5月29日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 6年 6月 5日 午前 9時00分 場 所 前橋地方裁判所太田支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 6年 6月26日 午前10時00分 場 所 前橋地方裁判所太田支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 6年 6月 7日 午前10時00分から 令和 6年 6月 7日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 6年 4月25日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- 1 所 在 太田市石橋町
地 番 788番1
地 目 宅地
地 積 449.00平方メートル
- 2 所 在 太田市石橋町 788番地1
家屋 番号 788番1
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 123.38平方メートル
2階 64.59平方メートル



物件明細書

令和 6年 3月11日

前橋地方裁判所太田支部民事執行係

裁判所書記官 志賀 太一

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

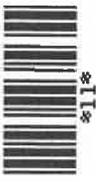
5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

正確な境界については判然としていない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 太田市石橋町
地 番 788番1
地 目 宅地
-
- 地 積 449.00平方メートル
- 2 所 在 太田市石橋町 788番地1
家屋 番号 788番1
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 123.38平方メートル
2階 64.59平方メートル



令和 5 年(ケ)第 28 号
令和 5 年 6 月 21 日受理
令和 5 年 7 月 28 日提出

現況調査報告書

前橋地方裁判所太田支部

執行官 黒 澤 美 和 ㊟

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 太田市石橋町 |
| | 地 番 | 788番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 449.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 太田市石橋町 788番地1 |
| | 家屋 番号 | 788番1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 123.38平方メートル
2階 64.59平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり														
住居表示	(地番) 群馬県太田市石橋町788番地1 (住居表示未実施)														
土地	物件 1														
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件 1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> (物件)														
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)														
その他の事項															
建物	物件 2														
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる(<input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:														
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>種類:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積:</td> </tr> </table>			{	種類:		構造:		床面積:						
{	種類:														
	構造:														
	床面積:														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が居宅として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)														
その他の事項															
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">[</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>平成</td> <td>年()第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保管開始日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>			[地方裁判所	支部	平成	年()第	号		保管開始日	平成	年	月	日
[地方裁判所	支部	平成	年()第	号										
	保管開始日	平成	年	月	日										
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり														

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■A (所有者)	(令和5年2月7日に聴取した。) 1 物件2には、私と夫と子供1人で住んでいます。 2 1階仏間の天井から雨漏りすることがありますが、しないときもあります。 3 物件1上にある車庫は、私の所有です。 4 物件2の1階ホールと2階ホールの床は、傾斜しているところがあります。 5 物件2の2階南西側和室の南側の障子は、床が傾いて枠に入りません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

執行官の意見

- 1 物件1上に物件2以外に登録された建物は存在しない。
- 2 物件1は公道に面している。
- 3 物件2の1階ホールと2階ホールの床には、傾斜しているところがある。
- 4 物件2の2階南西側和室の南側の障子は、床が傾いて枠に入らない(添付写真10参照)。
- 5 物件1上に物件2の附属工作物である車庫(軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺、約35平方メートル)が存在する。
- 6 物件1上に下記売却対象外動産が存在する。
 - ①木造亜鉛メッキ鋼板葺物置 約15平方メートル
 - ②プラスチック製物置 約7平方メートル
- 7 物件1上に電柱が存在する。

調査の経過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和5年6月23日 (金) 12:10-12:20	■物件所在地	■基礎調査
令和5年6月26日 (月) 10:20-10:30	■前橋地方法務局 太田支局	■登記事項要約書交付申請
令和5年6月30日 (金) 8:30-8:50	■当庁	■Aから電話で事情聴取
令和5年7月4日 (火) 2:40-3:30	■物件所在地	■立入調査 ■占有調査 ■写真撮影

(特記事項)

- 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、 に借りた鍵を用いて解錠し建物内に立ち入った。
- 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- 令和5年7月4日
評価人同行

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5枚目)

7 727-9
7 731-2
8 733-2

A3をA4に縮小コピー

登記年月日：平成5年2月25日

0404915

各階平面図

788-1

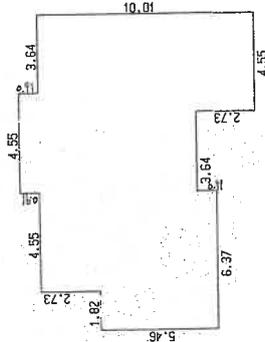
家屋番号

大田市石橋町 寺井字宮東 788番地 1

建築物の所在

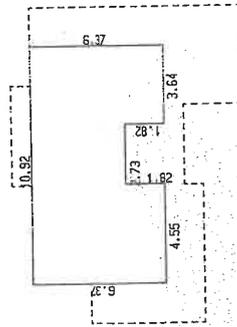
建築物平面図

1階

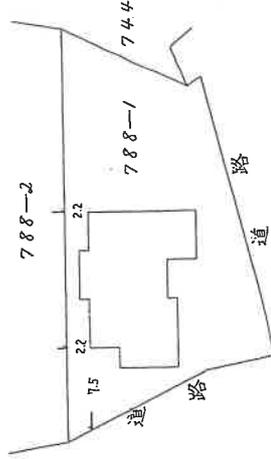


求積

2階



求積



平成 五年貳月貳五日

作製者

平成 5 年 2 月 23 日

縮尺 1/250

申請人

(群馬土地家屋調査士会)

縮尺 1/500

A3をA4に縮小コピー

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和5年5月25日 前橋地方延務局大田支局

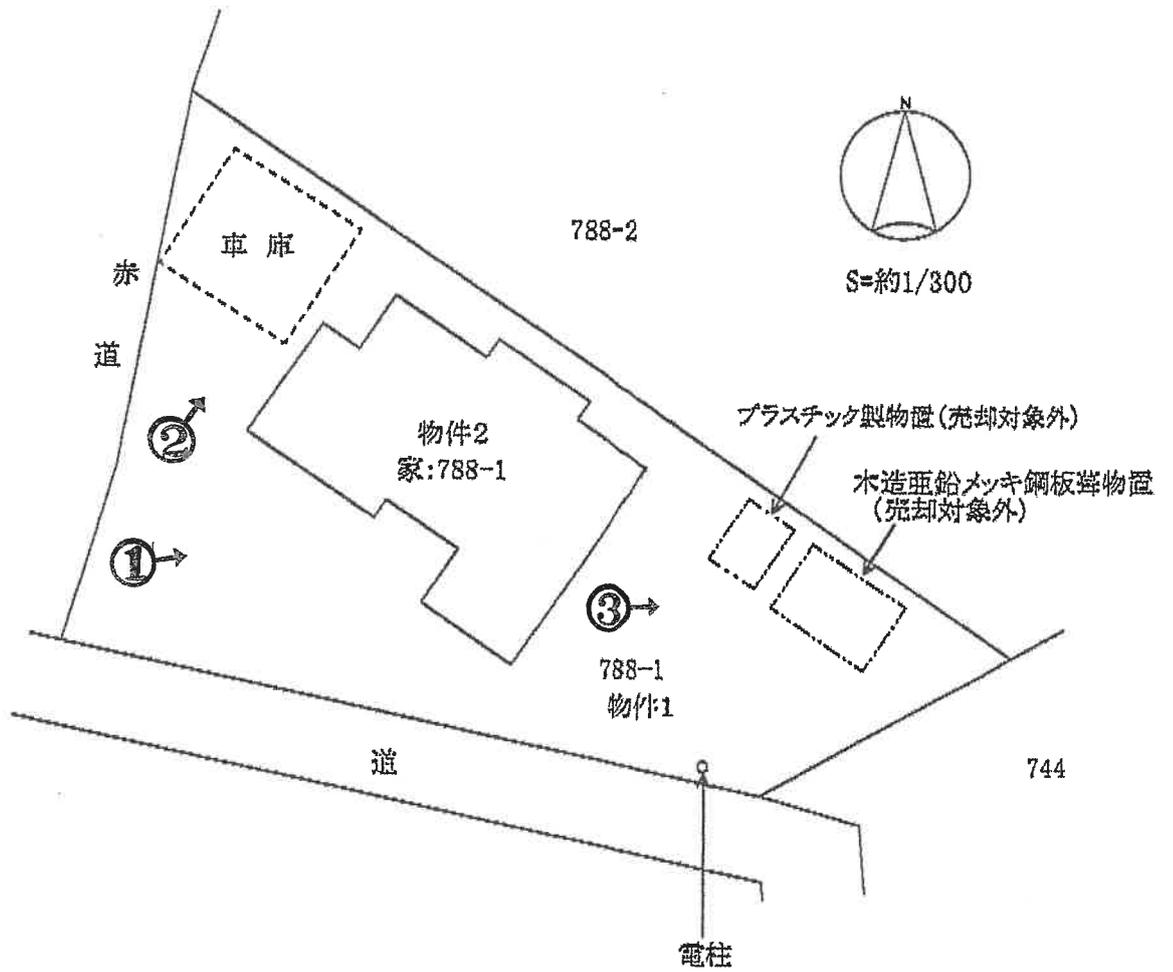
登記官

(8枚目)

土地建物位置関係図

【令和5年(ケ)第28号】

←○ 写真撮影位置・方向

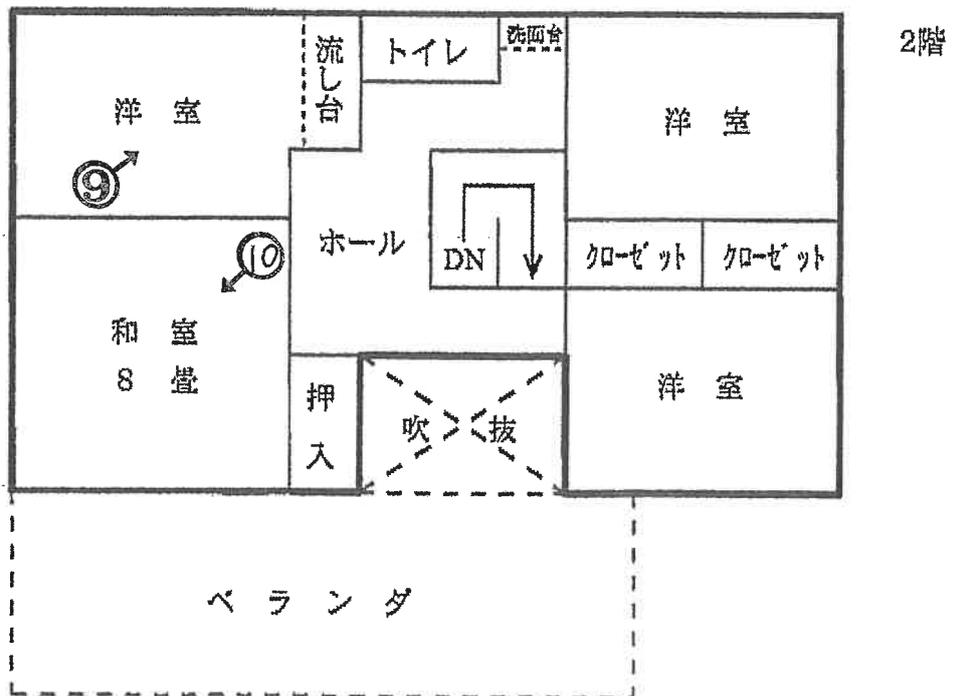
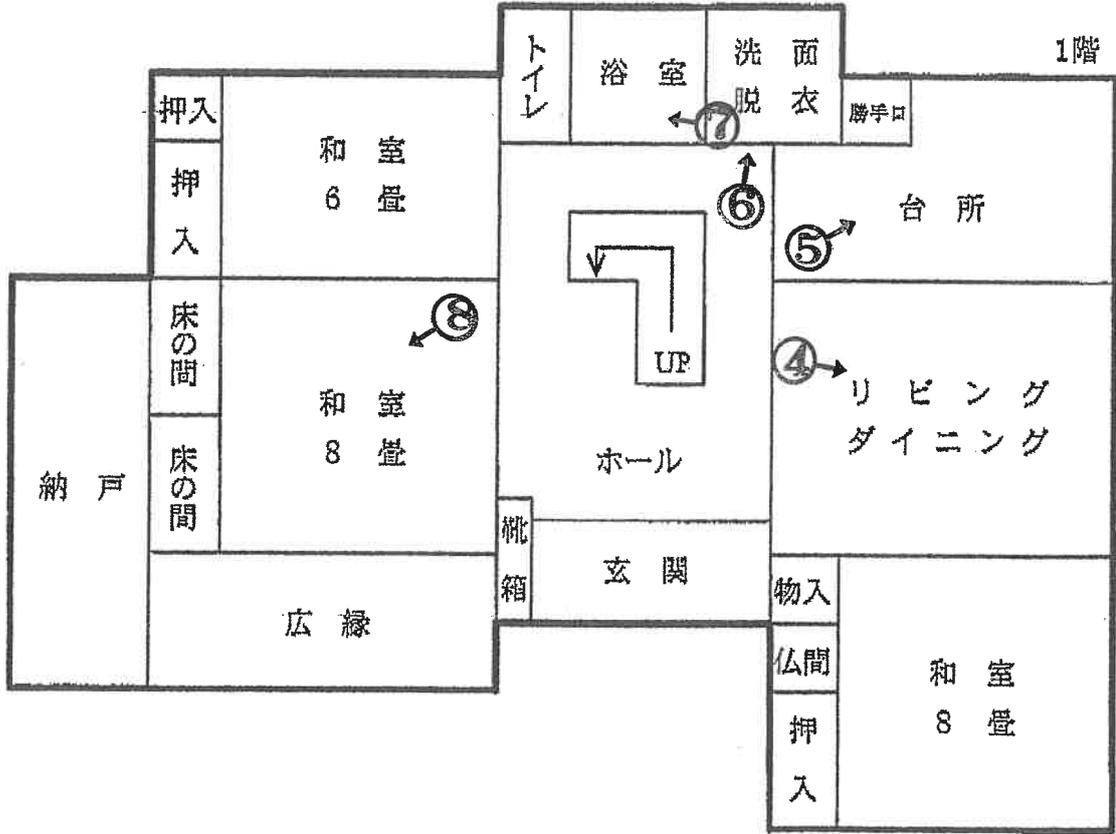


建物間取図

【令和5年(ケ)第28号】

←○写真撮影位置・方向

<物件2>



1



2



(11枚目)

3



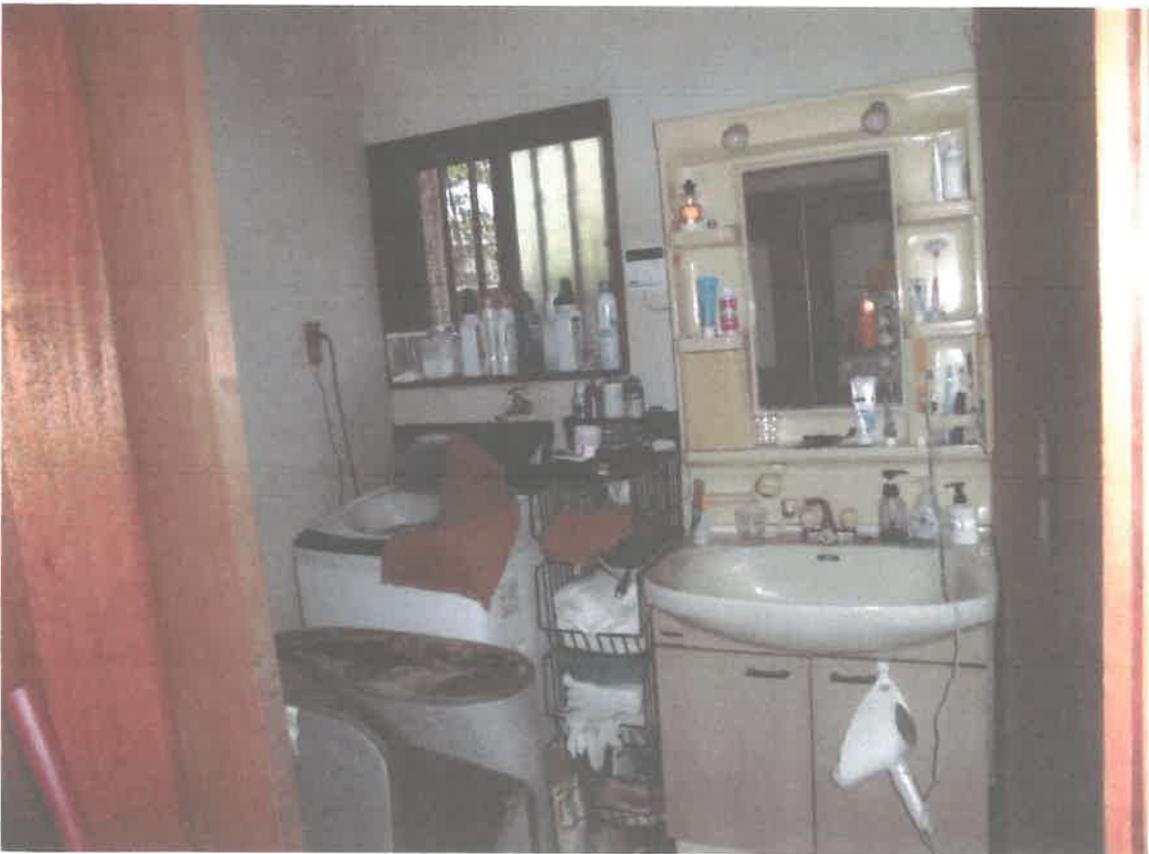
4



(12枚目)



5



6

(13枚目)



7



8

(14枚目)



9



10

(15枚目)

令和 5 年 (ケ) 第 28 号
令和 5 年 7 月 4 日
令和 5 年 8 月 8 日
評価書番号 第 194 号

現地調査
評価

前橋地方裁判所 太田支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

吉 澤 卓 印

第1 評価額

一 括 価 額	
金 4,500,000 円	
内 訳 価 格	
物 件 1 (土地)	金 2,120,000 円
物 件 2 (建物)	金 2,380,000 円

- 1 一括価額は、物件1・2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地目地積	太田市石橋町 788番1 宅地 449.00㎡	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	太田市石橋町 788番地1 788番1 居宅 木造瓦葺2階建 1階 123.38㎡ 2階 64.59㎡	同左
番号	特記事項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	東武桐生線 治良門橋 駅 南西 方 道路距離 約 700 m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	付近は市中心部の北西方郊外にあって、一般住宅を中心にしてアパート等の介在する住宅地域である。最寄り駅、小中学校、公共施設等への接近性に比較的恵まれているものの、蛇川と用水路に囲まれているため街路、街区の整然性に劣っており、また土地毎の規模や形状についても統一性を欠いて雑然としている。更に、東・南方を市街化調整区域に接していることから、地域的連続性を断たれているので、発展的要因に乏しく、旧態的色彩が強いまま現在に至っている。近隣地域に影響を与えるような特段の変動要因は認められないので、当面は現環境のまま推移していくものと予測される。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% — 立地適正化計画(居住誘導区域内)
画 地 条 件	地 積 間 口 ・ 奥 行 形 状 接 道 状 況 そ の 他	449.00㎡ 間口約26.8m、奥行約13～20m 不整形 中間画地 ・概ね平坦地 ・敷地中央付近(建物周囲)は、接面道路付近から比べると約0～1m高くなっており、南西端部付近に傾斜を設けて出入りしている。
接面道路の状況	南西側を現況幅員約3.5m舗装市道(市道認定幅員3～4.2m、建築基準法第42条第2項)に約0～1m高く接面している。2項道路に該当するので、4m未満の箇所についてはセットバックが生じる(但し、現地は既にセットバック済みの可能性もあるが、詳細は不明である)。	
土地の利用状況等	物件1は物件2の建物敷地等として利用されている。建物の配置は、附属資料「土地建物位置関係図」の通りである。	

<p>供給処理施設</p>	<p>上水道あり ガス配管なし 下水道なし</p> <p>(注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。</p>
<p>特記事項</p>	<p>① 土壌汚染の可能性について調査したところ、有害物質使用特定施設の届出はなく、また過去の住宅地図等から鑑みて土壌汚染の可能性は低いものと思われるが、特段調査は行っていないので詳しくは不明である。</p> <p>② 周知の埋蔵文化財包蔵地(推定東山道駅路下新田ルート)に指定されている。</p> <p>③ 北西側は用水路との間には法定外公共物(赤道)が存在する。</p> <p>④ 塀などにより物件1の範囲は概ね特定できるが、境界を示す杭等が確認できないので、正確な境界については判然としていない。物件1とその周囲の形状等については、現況と公図との間で幾分相違している箇所もあるので注意されたい。なお、太田市役所道路整備課での確認によると、物件1は南西側の市道及び北西側の赤道との境界(官民境界)について、それぞれ確定済みとのことであるが、杭等が確認できないため、正確な同境界を把握することはできない。</p> <p>⑤ 太田市防災マップでは、洪水による浸水想定区域(0.5～3m未満)内にある。</p> <p>⑥ 物件1内の南東端付近に電柱が設置されている。また、東端部付近には、木造亜鉛メッキ鋼板葺の物置(売却対象以外動産)とプラスチック製物置(売却対象以外動産)が存在する。</p>

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：平成5年2月18日新築 経 過 年 数：約 30 年 経済的残存耐用年数：約 5 年
仕 様	構 造：木造2階建 屋 根：瓦 外 壁：ALC吹付等 内 壁：クロス、京壁等 天 井：目透かし張り、クロス、化粧不燃ボード等 床：フローリング、畳、クッションフロア等 設 備：電気、給排水等 そ の 他：—
床面積（現況）	登記記録の床面積と概ね同じ。 (1階 123.38㎡ 2階 64.59㎡ 合計 187.97㎡)
現況用途等	階 層：2階建 現況用途：居宅 間 取 り：附属資料の「建物間取図」参照
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特 記 事 項	<p>① 建物に付属する各種住宅設備等は、動作確認までは出来ないので使用可能かどうかは不明である。</p> <p>② 平成4年5月25日付(第4094号)で建築確認を受けているが、完了検査は行われていない。</p> <p>③ 建築後約30年以上が経過していることから、建物内外で老朽化、旧式化が進行している。なお所有者によると、1階南東和室の天井に雨漏りがあるほか、2階の一部に傾きがあるとのこと。</p> <p>④ 有害物質(アスベスト)の可能性基準については、新築年次が平成元年の建設省通則個別指定の石綿含有吹付け材の製造中止以降の建築物に該当する。</p> <p>⑤ 物件2の建物には、下記の附属工作物が存在する。 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 車庫 約35㎡</p>

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ
1	24,500	0.67	449.00	0.80	5,900,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

基準地 太田(県)－16

基準地価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $26,700 \text{ 円/㎡} \times 100.0 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 109 \div 24,500 \text{ 円/㎡}$

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 標準的

◇ 地 域 格 差 : 街路、交通接近、環境、行政等各要因を考慮し査定した。

イ 個 別 格 差 : 0.67 [方位(南西)、形状、規模、道路との高低差、境界が不明確、セットバック、隣接不動産等周囲の状態(水路・調整区域)等を考慮]

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建 物 価 格(円) ア×イ×ウ
2	150,000	187.97	0.054	1,520,000
2 附工	簡略軽易な構造の工作物で、設置後一定の年数が経過していると推察されることから、直接的に価格を査定した。			80,000
物件2の合計				1,600,000

【物件2】

経過年数約30年、 経済的残存耐用年数約5年、 残価率5% とした定率法(現価率0.077)と観察減価法(保守管理の状態等を考慮し▲30%と査定)を併用して下記の通り査定した。

$$\text{現価率} = 0.077 \times (1 - 0.30) \div 0.054$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	5,900,000	0.40	法定地上権	2,360,000

イ 土地利用権等割合： 売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	5,900,000	－ 2,360,000		1.00	0.60	2,120,000
2	1,600,000	＋ 2,360,000	1.00	1.00	0.60	2,380,000
一括価格(合計)						4,500,000

ウ 占有減価修正： なし

エ 市場性修正： なし

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

基準地 価格【 太田(県) - 16 】

所 在 : 太田市天良町129番8

価 格 : 26,700 円/㎡

位 置 : 東武桐生線 治良門橋 駅から 道路距離 約 780 m に位置する

価 格 時 点 : 令和4年7月1日

地 積 : 277㎡

供給処理施設 : 水道

接 面 街 路 : 北4m舗装市道

用途指定等 : 第1種住居地域 (建ぺい率 60%、容積率 200%)

地域の概要 : 小中学校に近く中小一般住宅が多い郊外の住宅地域

第7 附属資料の表示

位置図

公図写

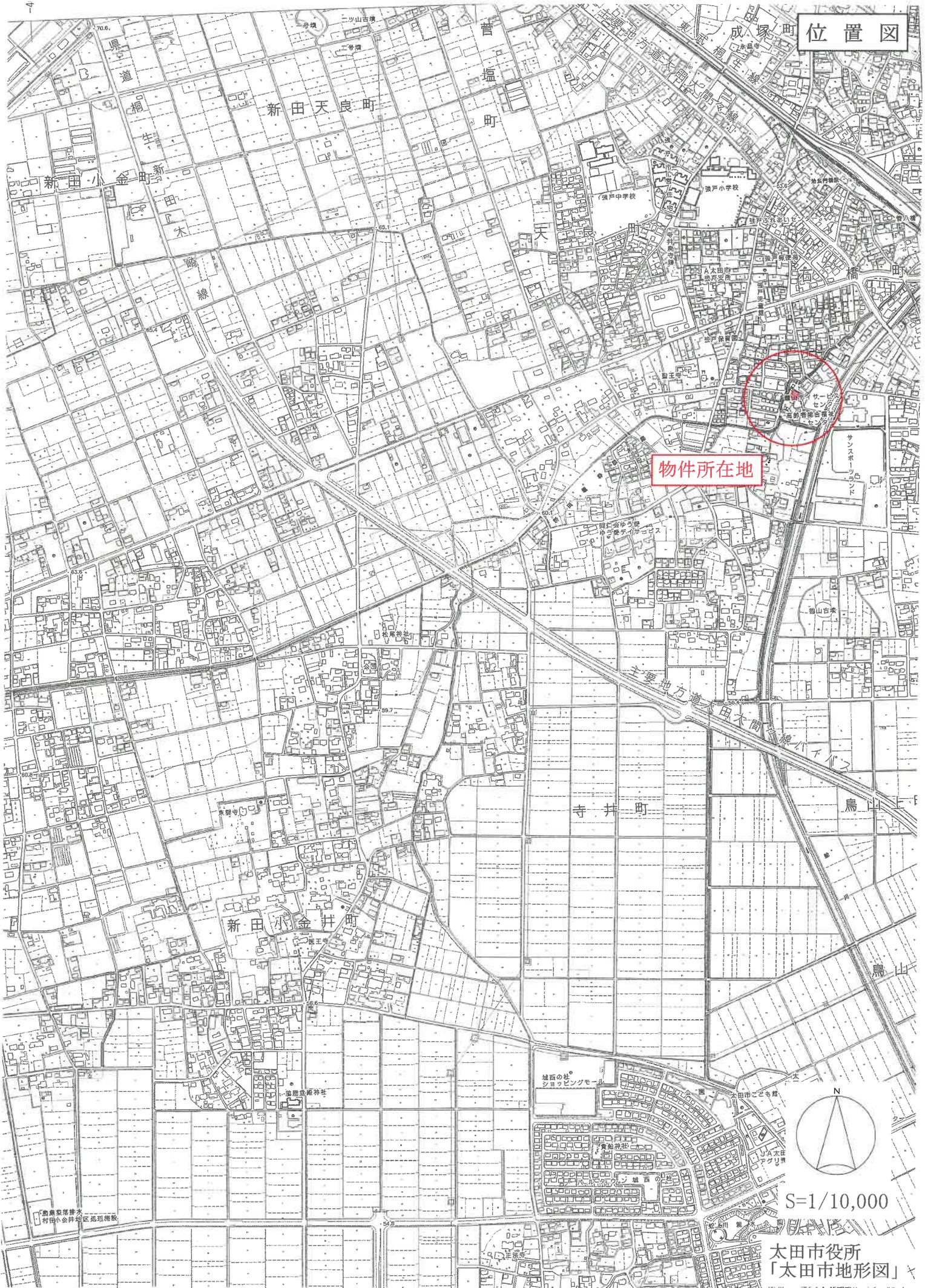
隣接公図写

土地建物位置関係図

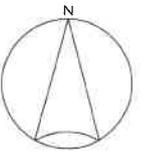
建物間取図

以 上

位置図

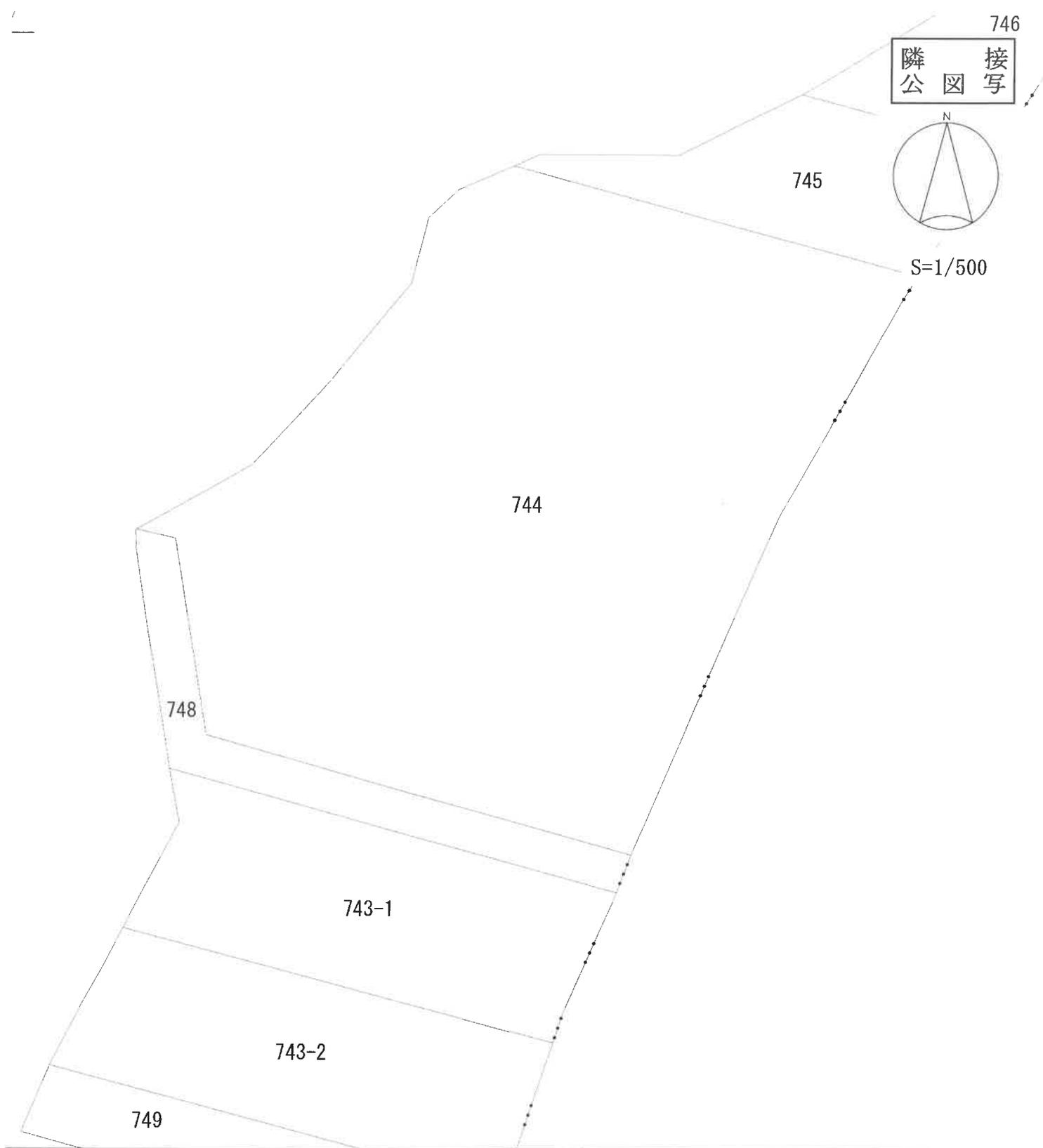


物件所在地



S=1/10,000

太田市役所
「太田市地形図」

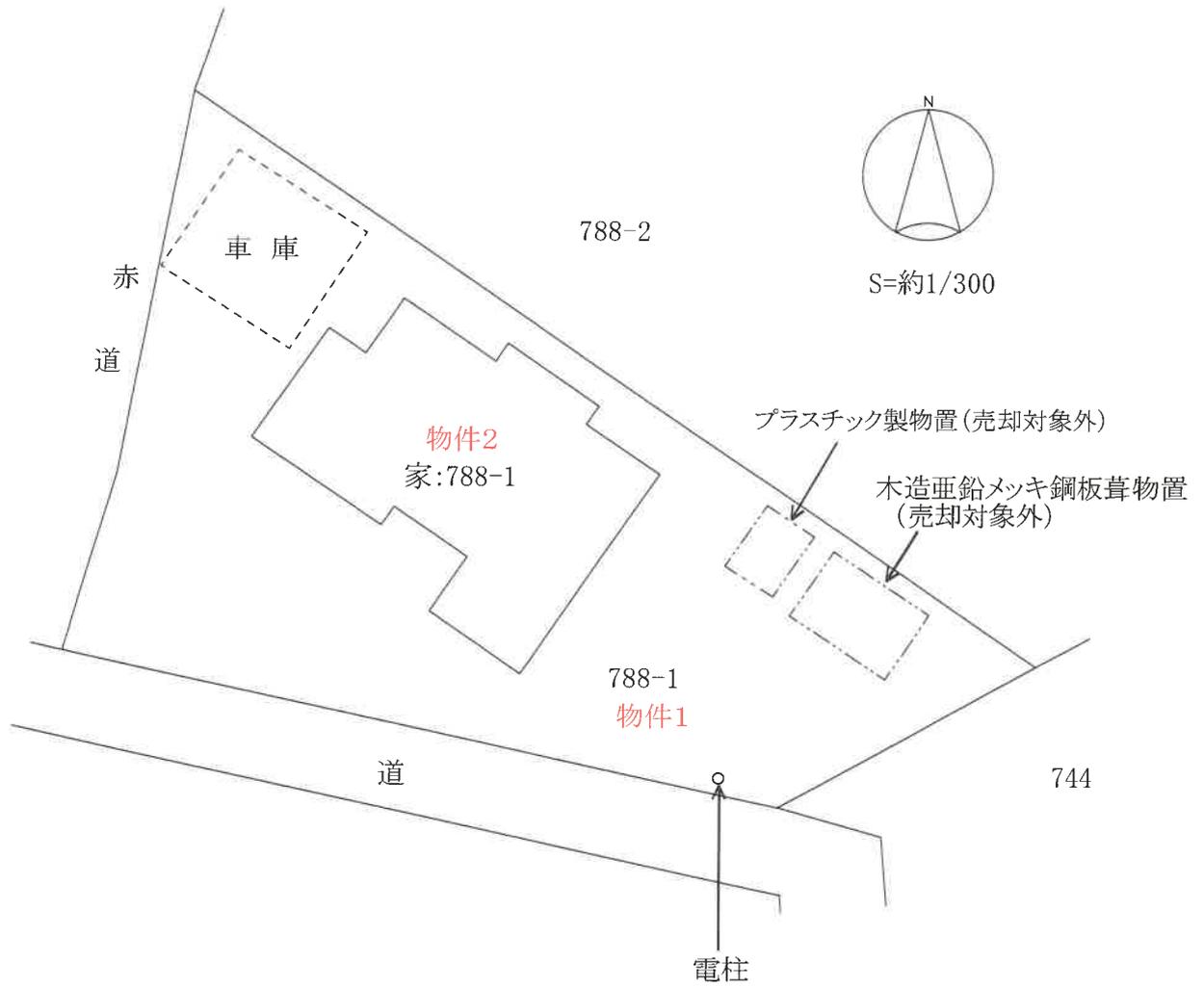


太田市石橋町		地番	744番
--------	--	----	------

精度	座標系 GDA94	分類	地図(法第11条第1項)	種類	土地区画数値所
----	--------------	----	--------------	----	---------

土地建物位置関係図

【令和5年(ケ)第28号】



建物間取図

【令和5年(ケ)第28号】

<物件2>

